

議案第152号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第8号）

資料1（230～231） 市有財産使用料、社会教育に対する寄附金について

1 歳入

(1) 市有財産使用料 74千円

令和2年9月1日に設置した清涼飲料水自動販売機（2台）の使用料として  
最低使用料（年額） $128,328 \text{円} \times 7/12 \text{カ月} = 74,858 \text{円}$

(2) 社会教育に対する寄附金 100千円

公益信託宝塚視覚障害者援助基金からの寄附金 100,000円

視覚障害者等、通常の大きさの活字による読書が困難な方への支援として  
大活字本を購入することに対する寄付金受領。

2 歳出

(1) 備品購入費 174千円

ア 事業用備品 74千円

図書運搬用具（ブックトラック）  $@33,600 \text{円} \times 2 \text{台} \times 1.1 = 73,920 \text{円}$

イ 図書 100千円

上記寄付金歳入を受けて大活字本を購入  $@2,000 \text{円} \times 50 \text{冊}$ （詳細未定）